

第 8 回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 5 年 8 月 2 9 日

出席者	1. 山澤敏徳 2. 林田寿利 3. 菊池勇夫 4. 若杉伸児 5. 藤本政嗣 6. 小野和久 7. 富井保徳 8. 柳田隆喜 9. 中谷茂己 10. 黒木謙志 11. 黒木良昭 12. 中田辰美 13. 田野敏広 14. 藤田博文
議事録署名人 5 番 藤本 政嗣 委員 6 番 小野 和久 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和 5 年第 8 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、4 番若杉伸児委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は 13 名 であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委 員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしくお願ひいたします。
議長	〈挨拶〉 それでは日程表に従いまして、令和 5 年第 8 回総会を進行していきます。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。5 番藤本政嗣委員、6 番 小野和久委員、よろしくお願ひします。 続いて日程第 2、会期の日程は、令和 5 年 8 月 29 日、本日 1 日といたしますが よろしいですか。 〈異議なし〉 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。 それでは日程第 3、議案審議に移ります。 議案第 25 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2 ページをお開きください。議案第 25 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

ので、承認を求める。令和5年8月29日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は77番と78番の2件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は77番になります。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の70歳の方。譲渡人が、日向市の63歳の方です。申請地は、南郷上渡川字檜葉谷の現地確認不能の農地となっております。公募面積は690㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転になります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの13,555㎡。家畜はありません。家族総数3名の労力3名となっております。次のページが地籍集成図になりますが、地籍調査を行った時点で現地を確認できずに、公衆用道路とか河川敷の中に含まれているだろうという調査結果を、地籍図に落とされている農地です。実際農地が存在するわけではありませんが、登記簿に記載がある以上、農業委員会の許可を得て、許可書を発行して所有権移転を行わなければならないと法務局から回答がありましたので、ご理解いただきまして審議していただきたいと思っております。以上です。

議長

これについては、現地確認不能という形での登記は問題ないのですか。

事務局員

現地を確認できないので地目変更はできませんが、所有権は移すことができます。現地確認不能の農地は徐々に是正されていますので、譲受人の名義に変更して、処理が行われるまで待つという形になります。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

12番、中田です。担当は若杉委員になりますが、本日欠席しておりますので代わりに説明いたします。譲渡人は若杉委員の親戚になるため、若杉委員が中に入って譲受人と話をしたそうです。現地確認不能の申請地を含め、譲渡人の土地のすべてを購入することになったようです。司法書士に手続きを依頼されていますので、問題ないと思っております。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号77番について質疑のある方は挙手をお願いします。

藤田委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

藤田委員

14番、藤田です。お伺いします。この案件の対価の計算方法を教えてください。

事務局員	<p>代理登記ということで司法書士から申請があがっています。申請地以外にも山林等 15 筆 12,426 m²を含めて、全部で 30 万円で売買しています。あくまでも山林等 15 筆を含めて 30 万円で売買したうちの一部で、面積で案分したものと考えます。以上です。</p>
藤田委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 77 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員、挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 78 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>6 ページをお開きください。受付番号は 78 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 54 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 64 歳の方です。申請地は、南郷神門字猪ノ越、田 1 筆、1,919 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっています。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 9,816 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
田野委員	<p>13 番、田野です。事務局に説明のとおりです。譲渡人に話を聞いたんですが、管理することが厳しくなってきたので、一番面積が大きい申請地を譲受人に作ってもらえないかお願いしたところ、すぐに受けてもらえたということです。残りは自身で管理するということです。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 78 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 78 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 26 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

8 ページをお開きください。議案第 26 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条に規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和 5 年 8 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 79 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 79 番です。受付月日が、令和 5 年 8 月 15 日になります。申請人が、福岡市の電力会社になります。申請地は、西郷田代字花水流中の寄と椋原、田畑 6 筆、1,515 m²であります。現況は、雑種地と原野になります。所有者は申請人と同一です。調査月日は令和 5 年 8 月 23 日です。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ、将来的にも農地として使用することが困難な農地であるためとなっております。11 ページが地籍集成図ですが、もともとの登記簿を確認しますと、電力会社所有で地目が池沼となっていたようですが、昭和 56 年の国土調査の成果により田畑に地目を変更しているようです。12 ～ 14 ページが現況写真ですが、電力会社所有ですので、昭和 56 年当時から耕作はされないままになっているのではないかと考えます。現況を踏まえ、非農地としても隣接する農地に影響はないと考え申請を受付しました。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

11 番、黒木です。ただ今事務局から説明がありましたが、申請地はダム沿いの土地になります。私が農業委員を受けた時には、すでにこの状態で 10 年以上耕作された様子はありませんでした。境界もあいまいで、田畑としては今後も使用できないと思われる土地です。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 79 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 79 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

15 ページをお開きください。議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 8 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 80 番と 81 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

17 ページをお開きください。受付番号は 80 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 70 歳の方。譲渡人が、日向市の 63 歳の方です。先程の農地法第 3 条の 77 番と、申請人が同一であります。申請地は、南郷上渡川字野畑、畑 2 筆、2,410 m²であります。申請理由は、60 年以上前に植林したが、今般売買による所有権移転登記を司法書士に依頼したところ、農地法の許可を受けずに植林を行ったことが判明した為、今回の追認申請となりました。転用後の用途は山林。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、昭和 38 年月日不詳となっております。18 ページが地籍集成図、19 ページが始末書、20 ページが航空写真で周辺はすべて山林でした。21 ページが現況写真になります。若杉委員よりお願いされていますので内容を説明いたします。譲渡人は若杉委員のイトコになります。日向市在住で、今後財産管理も大変ということで、この期に山林を含むすべての財産を、どなたか一括して購入してもらえないかと相談を持ちかけられたということで、若杉委員から譲受人に、個人的に話を持ち掛けたということが経緯であります。金額についても双方で話し合い、すでに支払いも済んでいるということで、何も問題は無いと伝言を預かっております。本件は、隣接する農地はない小集団の農地であり、始末書も添付されていることから追認やむなしと判断します。以上です。

議長

地区担当委員は欠席であります。事務局の方から代わって説明をしていただきましたので、審議を進めたいと思います。

受付番号 80 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 80 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 81 番の説明をお願いします。

事務局員	<p>22 ページをお開きください。受付番号は 81 番です。申請人の譲受人が、京都府の株式会社です。譲渡人が、日向市の 58 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字 嶮出、田 1 筆、400 m²であります。申請理由は、申請地は令和 2 年に太陽光発電施設を建設した農地である。当初の計画では、申請地に隣接する宅地及び山林に建設予定でしたが、現況が原野化しており境界判別が困難な状況であった。山林の分筆登記の手続きの際に越境していることが判明し、今回の追認申請となったようです。転用後の用途は、太陽光発電施設。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は令和 2 年 5 月 1 日着工の令和 2 年 8 月 31 日完了となっております。23 ページが地籍集成図、24 ページが始末書、25 ページが配置図、26 ページが現況写真になります。隣接する農地もない小集団の農地であり、始末書も添付されていることから追認やむなしと判断します。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤本委員	<p>5 番、藤本です。譲渡人の父親が存命のころは、米を作っていたのは覚えておりますが、父親が亡くなり、誰もいなくなって家も取り壊したため、田もそのまま放棄状態でした。利用状況調査の対象から外れていたもので、農地ではないものと思っていましたが、今回の申請で農地であると認識いたしました。すでに太陽光発電施設が建設されておりますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 81 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
黒木謙志 委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
黒木謙志 委員	<p>10 番、黒木です。今回の件で業者には嚴重注意とかはあるのでしょうか。これから先も、後から許可を受ければいいと簡単に考えてもらおうと困るような気がします。どうでしょうか。</p>
事務局員	<p>実は、話をいただいたときに、なぜこのようなことが起こったのかと思ったところです。業者には始末書が必要な申請になると伝えてあります。法律違反になりますので、問題であるとも話しております。申請があがってきたとき撤去も考えられたんですが、県に確認したところ始末書添付の追認になると回答をいただきました。今後このようなことがあれば、今回以上にきちんと対応していくように考えております。</p>
黒木謙志 委員	<p>太陽光発電は業者が設置すると思うんですが、申請が必要だとわかっていても、知らなかったという悪い業者もいるのではないかって思って質問させていただきま</p>

した。

議長

事前の現地確認をしてもらわないと、今回のようなことになるということです。今後はこのようなことがないように徹底していただきたいと思います。

他にありませんか。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 81 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 14 号、農地改良届についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

27 ページをお開きください。報告第 14 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 5 年 8 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

28 ページをお開きください。本案件については、前農業委員の森田さんと現農業委員の小野委員に、地元の方から相談があったそうです。小野委員より工事施工者にご指導いただきまして、提出してもらった届出書になります。内容は、小川川に隣接する農地が水害が多く耕作に支障が出るため、工事発生土を利用して道路の高さまで埋め上げて、田から畑に転換したいということです。29 ページが地籍集成図、30 ページが現況写真、31 ページが現況平面図と計画断面図になります。以上です。

議長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和 5 年第 8 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

美郷町農業委員会 委員 小野 和久

